

# コミッショナーハンドブック

## 実務編

Commissioner Handbook

2025 Edition



公益財団法人  
ボーイスカウト日本連盟  
SCOUT ASSOCIATION OF JAPAN

# 目次

はじめに	1
第1章 スカウト運動の基準を維持し純正な発展を図ること	2
1-1 各団・隊のスカウト教育を見守り・維持すること	
1-1-1 加盟登録審査	
1-1-2 団訪問・隊訪問	
1-1-3 進級と面接	
1-1-4 各種訓練・研修	
1-1-5 県連盟トレーニングチーム	
1-1-6 安全と危機管理	
1-2 スカウト教育を発展させること	
1-2-1 県連盟(地区)の活動方針の策定と施策(事業)の立案	
1-2-2 理事会・運営委員会との連携(関与)	
1-2-3 コミッショナーの連携	
1-2-4 人事とAIS方針に基づく人材活用	
1-2-5 スカウト・青年の参画	
1-2-6 表彰	
1-2-7 新システムの周知	
第2章 社会におけるスカウト運動の価値を高めること	11
2-1 地域・他団体との協同	
2-2 社会に向けての発信	
2-3 トレンドを読む	
2-4 運動の質を維持し高めること	
第3章 その他の実務	14
3-1 各種会議・行事への参加	
3-2 海外渡航	
3-3 制服および旗	
3-4 クライスマネジメント	
おわりに	16

※ 定款や教育規程を含む諸規程の改正、日本連盟施策等の進行、変更等に伴うマイナーチェンジを行う場合があります。また世界スカウト機構およびアジア太平洋地域の関係から追記等を行う場合があります。これらを行った場合は、県コミッショナー各位に通知します。

# はじめに

コミッショナーの任務は、担当するエリアにおいて、スカウト運動が日本連盟や県連盟の方針に従い展開するよう努めるとともに、スカウト運動の基準の維持と純正な発展を図るため、担当エリアの指導者に指導助言を行うことがあります。

コミッショナーに課せられた使命は、スカウト運動の目的・原理・方法にかなった活動が、各団・隊において適切に実施され続けるように助言・指導することであり、スカウト運動がより一層発展するよう戦略的に導くことです。

しかし、それに付随するさまざまな手続きや判断(裁定)を要求されるのもコミッショナーであり、その実務は多岐にわたります。

このハンドブックでは、それら実務について要点を示していきます。

**【参照】** 基本編第1章、第2章、第4章、教育規程 第1章、4-19、4-20、4-21、5-8、5-9、世界スカウト機構 規約(憲章)、指導者に関する指針

下記のように、各段落には該当するコミッショナーの役務が分かるよう、アイコンが付いています。

## ■ アイコンの意味

**共通** 全てのコミッショナーの共通事項(業務の考え方の説明)

**県** 主として県コミッショナーが担当する業務(県副コミッショナーへ分掌できる)

**地区** 主として地区コミッショナーが担当する業務(地区副コミッショナーへ分掌できる)

地区を設置していない県連盟は、県コミッショナーが担当する

**団担当** 主として団担当コミッショナーが担当する業務

しかし、コミッショナーという仕事は、各々の役務に特化し、戦術的に関わることでは済まないことが多いものです。例えば地区コミッショナーが担当する業務には、県コミッショナーの思惑が色濃く反映されるべきで、県コミッショナーの業務を知り、戦略(目的や趣旨)が何であるかを理解する必要があります。その意味では、アイコンの示す役務にこだわらず、コミッショナーに課せられたさまざまな実務を知っておくことは重要なことです。

全ての項目にひとつおり目を通しておくことを勧めます。

# 第1章 スカウト運動の基準を維持し純正な発展を図ること

## 1-1 各団・隊のスカウト教育を見守り・維持すること

### 1-1-1 加盟登録審査

#### 教育規程第2章・第3章／加盟登録審査／審査のポイント

**共通** 教育規程2-12にある県連盟の加盟登録審査は、新規・継続登録しようとする団が教育規程2-11の条件を満たしているか審査するものです。県連盟は、新規・継続加盟しようとする団がスカウト教育を提供するに足る状況かどうかを年に一度は審査しなければなりません。

審査において重要なのは、形式的(定量的)なことだけでなく、スカウト運動の目的・原理・方法にかなった教育が団において適正に行われているかと、団運営がそれを十分に支援できる状態であるかということです。

これは団が健全であるかを確認する「健康診断」の場であるといつても良いでしょう。単年度の評価にとどまらず、年を追っての変化にも留意したいものです。コミッショナーが団の実情を知る、情報収集の場にもなります。

教育規程2-13にあるように、この審査は、団の経営、組織、指導者、訓練の体制等について審査するものであり、隊員(スカウト)の技能や知識の考查は行いません。

教育規程2-11の条件を満たさない項目があれば、ただちに加盟登録を不可にするのではなく、一定の猶予期間を設け、条件を満たすように改善を促す必要があります。その際、コミッショナーは、団と一緒に対策を検討した上で、具体的な改善計画を立てて共有し、進捗に応じて助言、指導します。そして、次回の審査では、改善計画の遂行を評価することが必要です。

**県 地区団担当** 審査は、県コミッショナーが地区コミッショナーや担当委員会等の協力を得て行いますが、その後のフォローを考えると当該団を担当する団担当コミッショナーも審査に加わった方が円滑に進むと思われます。

**共通** コミッショナーは団に関する教育規程第3章と、スカウト運動の成人に関する方針、指導者に関する指針に精通しておく必要があります。

**【参照】** 基本編第5章、教育規程 第2章、第3章、スカウト運動の成人に関する方針、指導者に関する指針

### 1-1-2 団訪問・隊訪問

#### 団訪問・隊訪問／団担当コミッショナーの任務／助言・指導・援助と情報伝達

**共通** 加盟登録審査は年に一度の審査ですが、コミッショナーはそれ以外の時期にも団・隊を巡回・訪問し、審査の内容のとおりスカウト教育が行われているかを確認し、助言、指導を行うことが求められます。

活動の実情(班制教育・進歩制度が適切に行われているか等)については、加盟登録審査で得られる集会数、進級率などだけでは見えない部分もあります。コミッショナーがその目で確認することは意義深いでしょう。

加盟登録審査で共有した改善計画の進捗を確認することも重要です。

**団担当** 団担当コミッショナーを設置している場合、団及び隊の訪問・巡回は団担当コミッショナーの重要な任務です。団担当コミッショナーを設置していない場合は、県副コミッショナーや地区コミッショナー、地区副コミッショナーが訪問・巡回を担います。

**団担当コミッショナーの任務**には、日本連盟及び県連盟の方針等に従い、効果的にプログラム

が実施されるよう団委員長及び隊指導者に協力し、助言及び指導並びに援助を行うことと、団委員長、隊指導者の意見や要望を県内コミッショナー会議に反映するとともに、日本連盟、県連盟、地区等の情報を伝達することがあります。

**共通** 団訪問・隊訪問によって構築されるコミッショナーと団・隊のパイプは、コミッショナーの業務を円滑に遂行するために重要になります。訪問・巡回の機会を大いに活かしましょう。

**【参照】** 基本編3-1、第5章、教育規程 4-21、5-8、指導者に関する指針

### 1-1-3 進級と面接

教育規程第7章／考査の原則と基準／進級面接／面接委員会／スカウトの顕彰

**共通** コミッショナーは教育面及び指導面を代表する者として、**教育規程第7章**に精通しておく必要があります。

**共通** 考査の原則と基準については、教育規程7-33、7-34のとおりで、隊長の責任に委ねるものです。技能章の認定は、技能章考査員に委ねますが、隊長が認定できる技能章もあります(教育規程7-35)。

**県 地区** 教育規程7-39に従い、コミッショナーは菊スカウト・隼スカウト・富士スカウトの**進級面接**を行います。

面接は、教育規程7-37のとおり再考査ではなく、スカウトが自信を持ち、更なる進歩を励ますことを主眼としています。

面接は、**面接委員会**を設置し厳粛に行いたいのですが、面接自体も教育の場であることから、スカウトの自己表現を妨げないよう留意する必要があります。とりわけ「ちかい」「おきて」の実践について、スカウト自身の意識・意思を確認したいものです。

**共通** 考査の原則から認証は隊長の責任に委ね、地区または県連の責任として実施すべきであり、面接においてスカウトに不十分さを指摘することは決してすべきではありません。個々のスカウトがスカウト活動を通してどのような成長を遂げたのか、考査の前に今後の活動展開や将来の夢などを隊長からヒアリングしておくことが重要です。認証において不十分さを感じることがないよう、隊訪問やラウンドテーブルでの意識共有などを通じて、進級の意義を指導しておくことも大切です。

**県** 進級したスカウトは、多くの機会で顕彰しましょう。富士スカウトについては、日本連盟で富士スカウト代表表敬が毎年行われています。さらに、スカウト海外特別派遣にも応募できます。県連盟ではこれらの手続きを進める必要があるだけでなく、県コミッショナーには参加するスカウトの選出・指導が要求されます。



**県 地区** 地区や県連盟でも伝達式や顕彰会などを通じて顕彰する機会を設けたいものです。さらに、可能なら首長表敬等の機会も設けましょう。これは、スカウトの顕彰にとどまらず、社会へスカウト運動の価値を伝える絶好の機会となります。

【参照】教育規程 第7章、面接・考査に関しては 7-33～40

#### 1-1-4 各種訓練・研修

教育規程第8章／定型訓練／指導者の就任資格／成人のライフサイクル／訓練計画と計画的・継続的な支援／他県連盟で開設される基礎訓練課程／修了認定／定型外訓練／トレーナーへの委託／ラウンドテーブル／任務中の支援

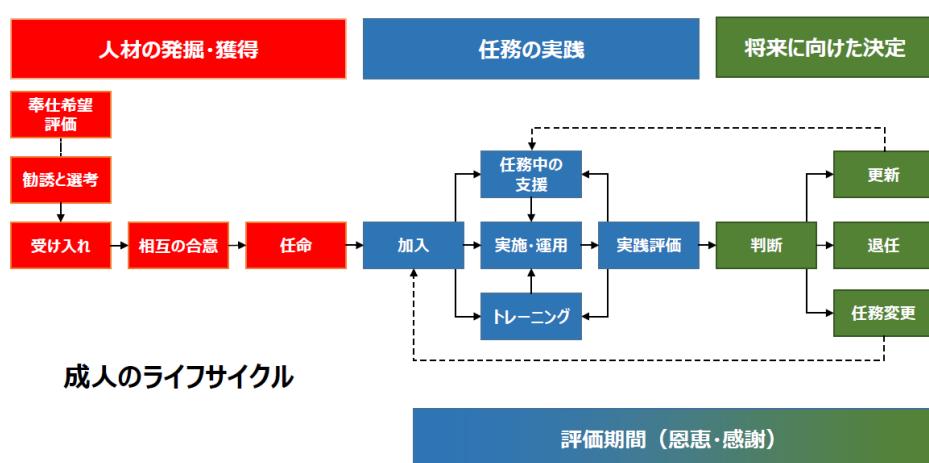
**共通** コミッショナーは教育面及び指導面を代表する者として、「スカウト運動の目的・原理・方法を正しく理解し、積極的に青少年プログラム活動を支援できる指導者」の養成にも責任があり、**教育規程第8章**に精通しておく必要があります。

ボーイスカウトにおいて提供される各種指導者訓練のうち、教育規程に定められた**定型訓練**について、コミッショナーは参加をいざない、支援する必要があります。

定型訓練の修了は、**指導者やコミッショナー、トレーナー就任の資格**となっており、各役務に就任する際には修了させるようにしなければなりませんが、資格を得ることにとらわれず、指導者自身のスキルアップとより良いプログラムの提供を進めるものとして、参加を奨める必要があります。

指導者の資質向上は、**成人のライフサイクル**における団の役割ですが、団審査で指導者養成が的確に行われているか審査する必要があるように、ライフサイクルが適切に運用されるよう団を仕向けるのはコミッショナーの役目です。

ライフサイクルにおけるトレーニング(訓練・研修)はひとつのステップにすぎません。人材の発掘・獲得から任務の実践、将来に向けた決定までの3段階を包括して団で運用する必要があります。訓練・研修は重要ではあるものの、そこだけに頼ることでは、真の指導者養成にならないのです。



AISポリシーを活用するためにジョブ・ディスクリプションをはじめ各種の各ツールが提供されています。それらを団が正しく理解し、運用できるようにするには、コミッショナーの支援が重要です。

また、指導者個人に対し、現役務における悩みやニーズを聞き、解決策として訓練参加を奨めるのも、コミッショナーに求められる支援といえます。

コミッショナーは指導者の訓練修了状況を把握し、団および指導者に対し訓練計画を立てさせる必要があります。訓練は集合訓練だけでなく、前後の課題研修もあり、計画的・継続的に支援しなければなりません。成人のライフサイクルをにらみ、トレーナーとうまく分担する必要があります。

**県** **他県連盟で開設される基礎訓練課程**に参加する指導者の申請には、県コミッショナーの推薦が必要です。また、指導者が(加盟登録している)奉仕部門以外のコース(基礎訓練・上級訓練とも)に参加する場合は、県コミッショナーが役務変更予定などの事情を説明する「副申書」を添付する必要があります。

**県 地区** 教育規程8-14に従い、コミッショナーは各訓練課程の修了を認定します。その際、一定の基準での判断が必要ですが、指導者の実力と今後の発展、活躍を見越し、しかるべき指導もした上で認定しなければなりません。

**県 地区** コミッショナーは、担当するエリアにおいて、定型訓練以外の訓練、すなわち**定型外訓練**を隨時行い、指導者へ研修機会を提供します。

定型外訓練には、野営法研修会・技能研修会などの集合訓練だけでなく、資料(電子的なものも含む)の提供など指導者自身が必要に応じて選択できるものもあります。これらの定型外訓練の開発については、トレーナーとの協働作業になります。

**地区** ラウンドテーブルは教育規程には記載されていないものの、リーダーハンドブックに掲載されている研修機会であり、コミッショナーが主宰し、責任を持って開催することが求められます。ラウンドテーブルは、指導者が他の指導者と話し合いをし、自己研修、相互研修する場ですが、コミッショナーには助言・指導が求められます。もちろんコミッショナーのみでやる必要はなく、トレーナーや外部講師などを活用して進めましょう。

**共通** 任務中の支援は訓練ではなく、実務の習熟・効率を高めるために必要に応じて提供される支援で、行うことで学ぶ、活動を通じてスカウトと共に学ぶ側面もあって、主に団が主体となって行うべきことです。しかし、コミッショナーが、直接指導者に助言をしたり、相談相手や適切なサポートを紹介したりすることは大いに奨められるでしょう。ラウンドテーブルも良い機会となります。団が任務中の支援を行うように導くことも必要です。

**【参照】** 基本編2-3-3、教育規程 第8章、スカウト運動の成人に関する方針、指導者に関する指針、指導者訓練体系

### 1-1-5 県連盟トレーニングチーム

県連盟トレーニングチームの統括／日本連盟トレーナーの推薦と継続委嘱／ブロック内の調整

**県** 県連盟では、県連盟トレーニングチームを設置し、定型・定型外訓練の運営(研究・開発)に携わらせます(教育規程8-17)。責任者にはディレクター等を置きますが(教育規程8-17-1)、県コミッショナーは、**トレーニングチームを統括し**(教育規程4-19)、県連盟内での訓練・研修がねらい通りに運営されるよう積極的に関与・指導しなければなりません。

県連盟で各種コースが開設できるために、県連盟に**日本連盟トレーナー**を確保する必要があります。トレーナーは、県連盟トレーニングチームの構成員となり、責任者もトレーナーから選任します(教育規程8-17-1)。

県コミッショナーはトレーナーの選任に責任があります。

新たなトレーナーには、副リーダートレーナーコース・リーダートレーナーコースの修了が求められますが、参加を**推薦**する際、十分な支援が求められます。推薦条件に奉仕経験があり、経験を積む機会を計画的に与えなければなりません。推薦条件が整って参加申込すると事前課題が課せられますが、県コミッショナーとの話し合いが必要であり、県コミッショナーは推薦理由(指導・助言内容)を書く必要があります。

トレーナーの継続委嘱における評価は、県コミッショナーが行わなければなりません(教育規程8-16-6)。「トレーナー任務達成目標・成果シート」の提出にあたり面談をし、記入欄に評価及び指導内容を記載する必要があります。

県連盟だけでは全ての定型訓練を提供できないため、県コミッショナーはディレクターや当該委員会の協力を得ながら、**ロック内で調整**することが必要です。トレーナーの奉仕機会も勘案する必要があります。また、ロック内で実施される定型外訓練について情報交換し、県連盟内の指導者へ情報提供することも求められます。

【参照】教育規程 4-19, 第8章

### 1-1-6 安全と危機管理

冒険的だが安全なプログラム／安全対策計画の作成徹底／県外旅行申請／そなえよつねに共済と賠償責任保険／セーフ・フロム・ハーム／危機管理／リスクマネジメント

**共通** スカウトにとって、魅力のある冒険的なプログラム活動が提供されることが重要です。**冒険的だが安全なプログラム**を提供したいものです。

そのために、**安全対策計画の作成を徹底**するよう指導しましょう。当該委員会と連携して安全研修会などを開催することも効果があります。

**県 地区** 県外旅行申請書は、県連盟間で活動の情報交換をし、事故等があったときは出先連盟に対応を依頼するための基礎資料となります。コミッショナーも目を通しておきましょう。訪問予定先で安全面に懸念があれば、提出者に情報提供しましょう。

**共通** 万一事故が発生した場合に備えて、日本連盟では「そなえよつねに共済/賠償責任保険」の制度があります。団が申請するものであり、コミッショナーは直接関与することはありませんが、一般の傷害保険にはないスカウト活動に特化した補償もあり、内容についてよく理解しておくべきです。地区や県連盟事業中の事故については、プログラム提供者、安全管理者として申請の当事者となります。

**共通** セーフ・フロム・ハームは、スカウトや成人が受けけるおそれのあるハーム(危害)を未然に防ぐために「セーフ・フロム・ハーム世界方針」に則り実施されているものであり、登録する指導者・ローバースカウトについては、登録前研修(eラーニング)の修了が求められています。コミッショナーは加盟登録審査の際に修了を確認しなければなりません。登録以外の機会に提供される研修会などへの参加を奨めることも大切です。



**共通** スカウト教育において、**危機管理**の鍵は、変化に富む野外での活動や、スカウト技能を軸とする進歩制度、班制教育(特に班の自治)であり、「そなえよつねに」の精神こそが危機管理となっています。しかし、人権意識(ハラスマントへの意識)の変化、ネット社会の弊害など、これまでにない危機が発生しているのも事実です。コミッショナーとしては、社会の変化に対し常にアンテナを張っておきましょう(2-3 トレンドを読む 参照)。また、自然災害の増加、パンデミックなど、スカウト活動のみならず社会全体に影響する危機にも意識を向けておく必要があります。

**共通** 組織としては、どのような危険が予想され、どう防ぐかを考える必要があり、それに対応するための態勢として、**リスクマネジメント**を考えておく必要があります。

予想される危機事態に備えて、誰がどのように動くのか、組織内でシミュレーションしておくことが望されます。しかし、実際に危機が発生したときには、担当すべき人が被災したり、当事者になったりすることがあり、往々にしてシミュレーション通り進まないことがあります。危機が発生したときの対応については、3-4 クライスマネジメント を参照してください。

**【参照】** 基本編2-3-3, 『そなえよつねに共済/賠償責任保険 手続き』共済約款、セーフ・フロム・ハーム世界方針、日本連盟危機管理規程、コンプライアンス規程、「セーフ・フロム・ハーム」対応規程、日本連盟ホームページ

## 1-2 スカウト教育を発展させること

### 1-2-1 県連盟(地区)の活動方針の策定と施策(事業)の立案

活動方針の策定／現状分析／施策の評価／社会のトレンド／施策(事業)の立案／施策の目標

**県** 県コミッショナーの任務のひとつに、教育面及び指導面で県連盟を代表するとともに連盟長、理事長の任務を支援することがあります。そのため、県コミッショナーが当該県連盟の教育面・指導面での活動をどのように進めるか**方針を策定**する必要があります。

**地区** 地区コミッショナーは、県コミッショナーの活動方針を地区内でいかに展開するか考える必要があります。

**県 地区** 方針の策定には、現状分析が欠かせません。1-1-1 加盟登録審査、1-1-2 団訪問・隊訪問で得た情報や全団調査、地区を置いている県連盟では地区コミッショナーからの情報などを総合的に活用して課題を抽出すべきです。

過去の**施策の評価**も重要です。目標は達成できたのか、効果はあったのか、客観的に判断しましょう。

社会のトレンド(ニーズ)も考慮しましょう(2-3 トレンドを読む 参照)。

活動方針が定まつたら(あるいは同時かもしれません)、施策(事業)に落とし込む必要があります。施策(事業)の立案は、5W1Hを備えた具体的なものでなければなりません。当然予算も必要になります。施策の目標(評価基準)も明確にしておくべきです。

**【参照】** 基本編第5章、教育規程 4-19, 5-8

### 1-2-2 理事会・運営委員会との連携(関与)

運営委員会等との連携／県連盟・地区主要メンバーとのコミュニケーション／方針や施策のプレゼンテーション

**県 地区** 施策(事業)はコミッショナーが全てを行う必要はありません。むしろ、県連盟や地区的運営委員会等に委ねられるべきです。

そのためには、施策の実現に向けて賛同と協力を得られるような体制を構築しておく必要があります。理事長・地区委員長・事務局長等と十分に**コミュニケーション**を取っておいた上で、理事会や地区委員会に臨むようにしましょう。

各委員会には担当コミッショナーを置き、コミッショナーの考えるねらいが反映されているかを確認して細部を調整するとともに、進捗について見守ることも必要です。

方針や施策をうまく**プレゼンテーション**することが重要になります。コミッショナーが笛を吹いても、県連盟や地区の皆さんのが行動を起こさなければ意味がありません。そこは、コミッショナーの手腕にかかっています。

**【参照】** 基本編5-5、教育規程 第4章、第5章

### 1-2-3 コミッショナーの連携

県連盟内コミッショナー会議／副コミッショナーの委嘱と任務／団担当コミッショナーへの助言・指導／後継コミッショナーの養成

**県** 教育規程4-5 にある県連盟内コミッショナー会議を定期的に開催します。この会議は、県コミッショナーが主宰します。

**地区** 地区のコミッショナーは、召集のかかった県連盟内コミッショナー会議には必ず出席し、県コミッショナーの思惑を共有するとともに、地区の実情が県連盟の方針・施策に反映されるよう努めなければなりません。

**県 地区** 県コミッショナー・地区コミッショナー(以下、正コミッショナー)はいずれも、副コミッショナーを置くことができます。副コミッショナーは、正コミッショナーを補佐し、分掌された任務を行う者であり、各自の任務を果たせば良いのですが、その任務の意味や方向性を理解して進めなければ任務を十分に果たすことができません。したがって、副コミッショナーも、正コミッショナーの業務全般について広範に理解することが必要です。

一方、正コミッショナーは、副コミッショナーを統括し、所管する任務を分担する必要があります。

**県** 県コミッショナーは、地区コミッショナー、団担当コミッショナー等に対して助言及び指導を行います。県連盟内コミッショナー会議のみでなく、日ごろよくコミュニケーションを取っておくことが重要です。コミッショナー内での「任務中の支援」がそこにあります。

**県 地区** 後継コミッショナーの養成を常に視野に入れておきましょう。

【参照】基本編5-5, 教育規程 4-5, 4-19, 4-20, 5-8, 5-9

### 1-2-4 人事とAIS方針に基づく人材活用

コミッショナーの推薦／役員選考への関与／トレーナーの推薦／人材発掘

**県** 県コミッショナーは、県副コミッショナー、地区コミッショナー、団担当コミッショナーを推薦する立場にあります。

**地区** 地区コミッショナーは、地区副コミッショナーと、地区を設置した場合の団担当コミッショナーを推薦する立場です。

**県 地区** 県連盟や地区により方法はさまざまですが、コミッショナーは、コミッショナーを除く役員の選考に関与することが多いはずです。そのため、県コミッショナーは任期の更新時期を12月31日に、地区コミッショナーは6月30日に設定しています。

**県** トレーナーの推薦においても、コミッショナーは県連盟トレーニングチームを統括する立場上、深く関与するはずです。

**県 地区** 県連盟・地区において少ない人材をどう生かすかは難しい問題です。しかし、適材適所の人材を得ることが、県連盟・地区の運営・発展に欠かせないことを考えると、日ごろの人材発掘が重要になります。

コミッショナーやトレーナーの経験者は役員として即戦力になりえますが、多種多様な意見(アイデア)を取り入れるには広く人材を求めた方が良いでしょう。専門的な技能を持つ人も見つけたいものです。

**県 地区 団担当** 地区においては団・隊への巡回・訪問、県連盟においては地区への巡回・訪問、あるいは地区内・県連盟内の行事などが人材発掘の場となります。

**県 地区** 確保できた人材については、成人のライフサイクルにしたがった支援が実施されるよう、態勢を構築しておく必要があります。

**【参照】** 基本編第6章、教育規程 4-20、4-21、5-8、5-9、スカウト運動の成人に関する方針、指導者に関する指針

### 1-2-5 スカウト・青年の参画

スカウト・青年の参画／青年たちを意思決定に参画させる機会の創出／全国ローバースカウト会議／スカウト・青年が参加できる事業の紹介

**共通** 教育規程1-6には「スカウト教育の実施に当たっては、青少年が意思決定に参画することを奨励し、それを促進する」とあります。また、教育規程6-10には「青年の意思決定への参画を促進するため、30歳未満の成人を、理事会や各種委員会などの構成員とするよう努めなければならない」とあります。

コミッショナーというのは、進級面接、フォーラムなどの行事への参加を通じてスカウト・青年に直に接するため、青年たちが地区・県連盟行事へどのように奉仕しているか間近で見て、各隊でのスカウト活動の様子を見守る立場です。スカウト・青年たちと関りを持つ機会を生かして、**青年たちを意思決定に参画させる機会を創出**したいものです。

**県 地区** 人事に関与する立場からも、青年たちを積極的に登用すべきでしょう。

**共通** 地区や県連盟の役員に就任した青年たちに限らず、コミッショナーは、青年たちの声に耳を傾け、ニーズを引き出し、地区や県に伝えるためのパイプ役になるべきです。

**県 全国ローバースカウト会議(RCJ)**は、教育規程6-10に「総コミッショナーは、青少年の教育面における参画を促進するため、全国的なスカウトのネットワーク組織を設けることができる」とあるネットワーク組織であり、コミッショナーはその組織へスカウトが参加できるようフォローする必要があります。また、参加するスカウトが県連盟内に議決内容を伝達できるよう支援することも重要です。



**県 地区** RCJに限らず、ローバーやユースの参加できる機会はあります。スカウトフォーラムもそのひとつですが、国際的な分野では世界スカウトユースフォーラムやアジア太平洋地域(APR)スカウトユースフォーラムもあり、コミッショナーは、**スカウト・青年にそういった事業を紹介し、成果を発表する報告会などを設定**することが必要になります。



**【参照】** 基本編2-3-3、教育規程 1-6、6-10、スカウト・青年の参画方針、スカウト・青年の参画方針を推進するための参考資料

## 1-2-6 表彰

### 県連名誉会議の主宰

**県** 県コミッショナーは、県連盟名誉会議を主宰します(教育規程4-19)。

県連盟名誉会議は、県連盟表彰、感謝等の名誉及び名誉にもとる事項を審議決定しますが、表彰、感謝については表彰の基準が年度によってぶれないように、審議結果を管理する必要があります。可・不可の判断は議員の審議に委ねられますが、その判断基準については記録を取り、次回以降の判断に利用できるようにしましょう。ただし、記録は名誉会議の外に出せません。

**県 地区** 日本連盟の感謝および表彰の申請は、県連盟名誉会議の議を経て日本連盟に申請します。県連盟の感謝および表彰については、地区(地区を置かない場合は団)が県連盟に申請します。

特別年功章は、加盟登録年数だけでなく、当該期間その任務にあって「十分責務を果たした者」に授与されるものであることに注意しなければなりません。

国、都道府県、市町村などからの表彰もあります。推薦まで短期間の場合が多いので、候補者については、あらかじめ見通しを立て、事務局等の協力で情報収集しておくのが良いでしょう。

**県** 表彰は、指導者のモチベーションを上げるためのツールでもあります。評価されるべきなのに、申請が滞って長年表彰されていない人がいれば、名誉会議で配慮することも必要になります。

名誉にもとる事項についてどのように処分するかは名誉会議の判断になりますが、「除籍」は会員資格の喪失を伴うので、教育規程2-25(日本連盟定款第18条)に従う必要があります。

**【参照】** 基本編5-1-3, 教育規程 2-25、4-19、定款 第17条、第18条、名誉会議規程、感謝・表彰規程

## 1-2-7 新システムの周知

### 新システムの周知と移行のサポート

**共通** スカウト教育の発展のため、プログラムや指導者養成分野では、定期的に内容を見直す必要があり、教育規程が改正されることが多々あります。進級課目の文言修正など微細なものもありますが、修正内容を知らずに古い内容で進めてしまうと、スカウトや指導者の不利益になります。

コミッショナーは、教育規程の改正、特に新システムが導入される際には、その内容を分かりやすく、正確に周知する必要があります。場合によっては、例示するなど、噛み碎いた説明資料を作ったり、説明会を開催したりすることも必要になります。

新システムの導入まで、移行期間が設けられることも多いです。時間管理をしっかりと行い、スムーズに移行できるよう進めなければなりません。

周知には、コミッショナーの連携、団訪問・隊訪問、ラウンドテーブルができているかが問われます。



## 第2章 社会におけるスカウト運動の価値を高めること

### 2-1 地域・他団体との協同

地域・他団体の行事や会合への参加・参画／ボーイスカウトを外から見る

**共通** 地域(行政)・他団体から、行事への参加や関係団体として会合への参加を要請されることがあります。教育部門の要請であれば、もちろん積極的に関与すべきです。

社会から見ればボーイスカウトは社会教育団体のひとつであって、特別な存在ではありません。しかし、独自の教育システムを採用していることで特異な存在でもあります。そもそも創始者(B P)は、学校教育やYMCAなどで活用してもらうことをねらって、スカウト教育のシステムを考案しました。システムの一部は、他の教育団体にも取り入れられています。ボーイスカウトが教育分野で社会に貢献できることは大いにあるはずです。

ボーイスカウトを外から見る良いチャンスもあります。強み、弱みを発見できます。

ボーイスカウトは得意な分野を多く持っています。そこを期待され他団体から人材の派遣要請があった場合は、できるだけ引き受けましょう。

地域(行政)・他団体の事業でボーイスカウトとしてできることがあれば、積極的に提案したいものです。提案することによって一定の仕事を任せられるなど、次の展開が待っていると思われますが、それが運動の発展につながります。

### 2-2 社会に向けての発信

ボーイスカウトの強みの理解／社会に向けての発信／組織拡充／組織内部への発信

**共通** ボーイスカウトの強みを理解しましょう。

社会に向けて発信することは、広報分野の仕事のように考えるかもしれません、スカウト教育の強みを最も理解しているのはコミッショナーであるはずで、発信する内容を考えることはコミッショナーの仕事のひとつになります。

これは、当然、組織拡充にもつながります。

社会に向けての発信は、スカウト運動に携わる者への励ましとして内部への発信にもつながります。発信内容は、組織内部にも紹介しましょう。

発信した内容が「嘘にならないようにしなければならない」という意識は、組織内部にとって啓蒙・警鐘ともなります。

### 2-3 トレンドを読む

社会のトレンド／各種データの活用／不易流行

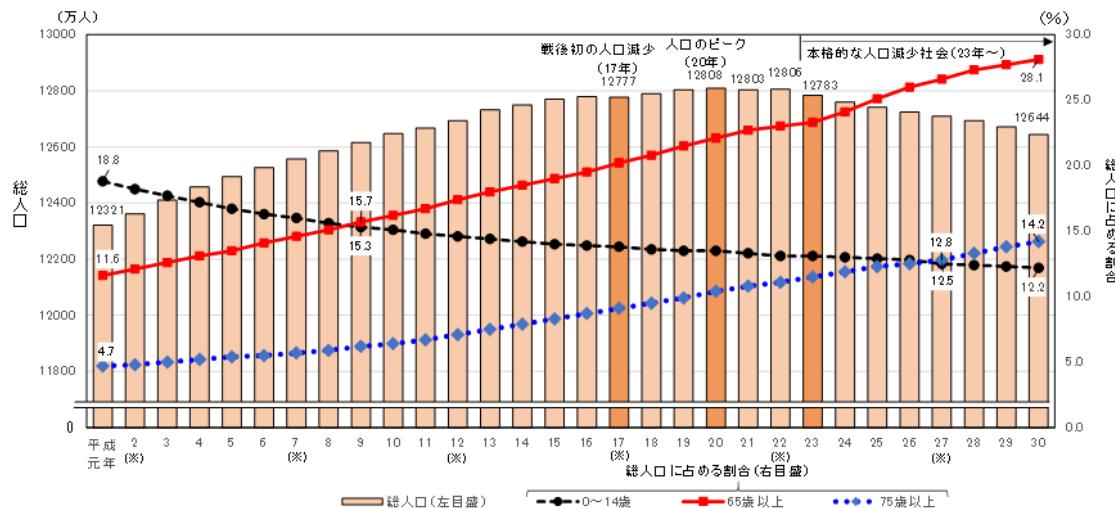
**共通** 社会のトレンドを読みましょう。

1-1-6 安全と危機管理 でも述べた人権意識の変化、ネット社会の問題、それに自然災害の増加、パンデミックにとどまらず、平和、地球環境問題(脱炭素)、持続可能な社会に向けての取り組み、ジェンダー・バランス、ダイバーシティ&インクルージョンなど、新しい社会の要請が起きています。これらは既に世界のスカウティングの潮流になっており、2025年3月、日本連盟はダイバーシティ・エクイティ・インクルージョン宣言(DEI宣言)を制定しました。宣言の冒頭にあるように、世界スカウト機構の規約第一章第1条「定義」における「スカウト運動の創始者であるロバート・ベーデン-パウエルによって考案された目的・原理・方法および以下に述べる事項に従って、性別、出生、人種、信条による区別なく誰をも対象とした、青少年のための自発的で非政治的な教育運動である」ことを改めて明

確にしたものです。

少子高齢化は、スカウトを中心とする組織を維持するには大問題です。しかし生涯教育としてこの運動を捉えると、この運動が発展する余地は十分にあると考えられます。地域コミュニティーを担う役割もあります。

人口動態などについては、総務省統計局の各種データを見ておきましょう。

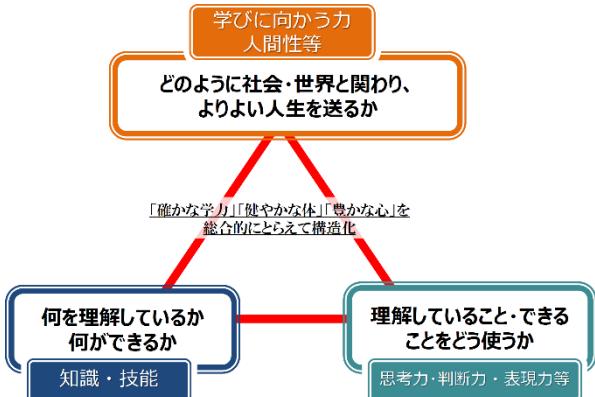


【総務省統計局】総人口及び総人口に占める0~14歳、65歳以上及び75歳人口の割合の推移(平成元年~30年)

**共通** 学校教育でも、小学校での英語の教科化、プログラミング学習など、新しい科目を取り入れられています。VRやAIの活用も今後検討されていくでしょう。特にAIについては指導者・スカウトにとって身近なものになってきました。その進展に目配りすることと、私たちのプログラム活動にも工夫が求められそうです。

学習指導要領では「生きる力 学びの、その先へ」というコンセプトの下「学びに向かう力、人間性等」を育むことが謳われています。ここでスカウト教育が役目を果たせるはずです。

学校教育の動向については、文部科学省の各種データを見ておきましょう。



【学習指導要領】育成すべき資質・能力の三つの柱

**共通** 担当エリアの教育環境については、「ガッコム」などのサイトも役に立ちます。

**共通** トレンドを読むことを奨めましたが、一方で、**不易流行**ということばがあります。松尾芭蕉の俳諧の理念のひとつで、「不易を知らざれば基立ちがたく、流行を知らざれば風新たならず(去来抄)」という意味です。トレンドを追うだけでなく、目的・原理・方法といったスカウト運動の普遍性を深く理解し、逸脱しないようにしなければならないことを教えています。

## 2-4 運動の質を維持し高めること

日本のボーイスカウト運動はどうあるべきか考える／全国県コミッショナーハイ会議・県連盟内コミッショナーハイ会議

**共通** コミッショナーは現状の問題を解決するだけでなく、トレンドを把握し、将来に向けて日本のボーイスカウト運動はどうあるべきかを考えることも必要です。

運動の質を維持するだけでなく、高めなければなりません。

**県 地区** 県コミッショナーは、全国県コミッショナーハイ会議などの機会を大いに利用して、情報を収集し、自ら提案する姿勢を持つべきです。地区コミッショナーにとっては県連盟内コミッショナーハイ会議

がその機会となります。ブロックのコミッショナーハイキングは、教育推進本部と県コミッショナーの橋渡しとなります。コミッショナーには、意思決定に積極的に関与し、運動の質を維持し高めるための方針・施策を提案することが求められます。

**【参照】** 基本編2-3-4, 教育規程 第6章、日本連盟第3期中長期計画、ダイバーシティ・エクイティ・インクルージョン宣言

世界スカウト機構の各種資料：<https://www.scout.or.jp/member/download/dl-international>

総務省統計局：<https://www.stat.go.jp/>

文部科学省(教育)：[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/a002.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/a002.htm)

ガッコム：<https://www.gaccomm.jp/>



## 第3章 その他の実務

これまでの2章に収まらなかった項目について述べます。重要度が低いわけではありません。

### 3-1 各種会議・行事への参加

---

県連盟総会・理事会／地区協議会・地区委員会／運営委員会への参席／行事への参画

**県 地区** 県コミッショナーは県連盟総会・理事会、地区コミッショナーは地区協議会(総会)・地区委員会への出席を求められます。コミッショナーには議決権はありませんが、理事長、地区委員長と並んで着席し、教育・指導面でのアドバイザーの役目を果たす必要があります。スカウト運動の目的・原理・方法に反する議決は拒否しなければなりません。

運営委員会への参席も必要です(1-2-2 理事会・運営委員会との連携(関与) 参照)。

**共通** コミッショナーは教育(プログラム)を代表する立場であり、危機管理を担う立場ですので、県連盟や地区が主催する行事には、大会本部長などの任務が割り当てられるはずです。指導者の動きを見、人材発掘の場であることも考え積極的に関わるべきですが、チームとして役割分担を行い、実行委員会などの運営組織に委ねることも重要で、コミッショナーが行事に忙殺されて、本来的な業務ができないならないようにすべきです。

**県 地区** 県連盟や地区が主催する行事の挨拶を依頼されることがあります。コミッショナーの思いを伝える絶好の機会と捉えましょう。

### 3-2 海外渡航

---

教育規程7-8～12／海外派遣／貸付金制度

**共通** 海外渡航については、教育規程7-8～7-12に手続きが詳しく掲載されています。海外渡航には、海外派遣(教育規程7-9)、海外旅行(教育規程7-10)、個人海外旅行(教育規程7-11)の3つの区分があります。コミッショナーの関与が必要なのは、海外派遣ですが、スカウト関係の海外旅行についてもできるだけ動向を把握しておきましょう。

**共通** 海外派遣は、すべて総コミッショナーまたは国際コミッショナーの承認を受けなければなりません(教育規程7-9)。さらに、日本連盟が行う事業以外で2団以上が参加する海外派遣は、所属連盟の承認が必要です(教育規程7-8-4)。そのようなことから、県連盟・地区で海外派遣を企画する場合は、コミッショナーは参加者の資格をはじめ、適切に行われようとしているか吟味する必要があります。参加者を面接することも必要になる上、申込書・県連盟面接結果通知書にはサインを求められます。

海外派遣では、計画の主催者は必要な準備訓練を行わなければなりませんが、コミッショナーは必要な指導と助言を行わねばなりません(教育規程7-8-9)。

**共通** 日本連盟海外派遣貸付金の制度について、コミッショナーが関与する必要はありませんが、経済的な理由で海外へ行くことがかなわないスカウトが出ないよう、貸付金や助成の制度については募集段階で周知しておいた方が良いでしょう。

【参照】教育規程 7-8～7-12

日本連盟HP(加盟員向け情報 > ダウンロード > 国際) :

<https://www.scout.or.jp/member/download/dl-international>

### 3-3 制服および旗

---

#### 制服の正しい着用／スカウト章の扱い／スカウト顕彰

**共通** 制服は、日本連盟が制定し、加盟員によって、その名誉は保たれるものです(教育規程9-1)。また、制服及び各種記章に関することは、教育推進本部の事業であり(教育規程6-4)、コミッショナーは、制服・各種記章が規程に従い正しく着用されているか指導しなければなりません。

隊旗についても同様です。

**共通** スカウト章(世界スカウト章)の取り扱いについては、特に注意が必要です(スカウト章(世界スカウト章を含む)の取り扱いに関する取り決め)。

**県** 県連盟および団ではスカウト顕彰を制定することができます。団スカウト顕彰についてはその種類、趣旨、様式、図柄、寸法、色について、県コミッショナーを通して日本連盟に届け出が必要です。

**共通** 制服の規程は詳細で複雑であり理解が難しいですが、制服の着用は「スカウトは誠実である」「スカウトは礼儀正しい」の発露と考え、正確に着るよう促したいものです。もちろんコミッショナーは範を示すべき存在です。

【参照】教育規程 第9章

### 3-4 クライスマネジメント

---

#### セーフ・フロム・ハーム相談窓口への対応／ネット社会の危機／リスクコミュニケーション

**共通** リスクマネジメントは予想される危機にどう備えるかを計画することですが、クライスマネジメントは発生してしまった危機に対応することをいいます。自然災害・感染症をはじめ、犯罪・論争などクライシスはさまざまですが、コミッショナーは、いざとなったら先頭に立って対応する覚悟を持っておかねばなりません。特に、犯罪・論争など秘匿性が求められる事案では限られた人数での対応が求められ、コミッショナーがその中心にならなければならぬでしょう。

**県 地区** 日本連盟では、セーフ・フロム・ハームに係る相談窓口を設置しています。そこからの意見・相談への対応は県連盟(事務局)に連絡がありますが、コミッショナーへ相談されることが多いでしょう。日本連盟だけでなく、県連盟や地区に直接、苦情・意見が届くこともあります。それらの対応には、まず事実確認が必要であり、情報収集のためには秘匿性が担保される人的ネットワークを確保しておく必要があります。

**共通** ネット社会、特にSNSの発展により、誹謗中傷(いわゆる炎上)、個人情報の漏洩、著作権・肖像権の侵害など新たな危機が発生するようになりました。AIを利用することで、他人の権利を侵す素材も簡単に作成できるようになりました。さらに、勝手にダウンロードされる不適切画像の所持など、知らずに犯罪に巻き込まれる可能性があり、スカウトが知らずに課金されるシステムを使ってしまう危険性もあります。こういった危機に対応するのは専門知識がなければ難しいですが、可能なら相談できる弁護士や信頼できる専門家を確保しておくのが良いと思われます。

**共通** クライスマネジメントでは、リスクコミュニケーションが重要になります。ここで詳細には触れませんが、準備・研究しておきましょう。

【参照】日本連盟危機管理規程、コンプライアンス規程、「セーフ・フロム・ハーム」対応規程、「セーフ・フロム・ハーム」通報相談処理規程

## おわりに

実務編ということで、コミッショナーの業務について考え方を示してみましたが、このハンドブックにとどまらない業務があるのがコミッショナーです。

そういう業務をこなしていくには日々の研鑽が大事です。

県連盟・地区のあらゆる指導者の良き相談相手になりましょう。コミッショナーは権威者ではありません。「コミッショナーのことなら従おう」という指導者との関係性を築いておくのがポイントです。

県連盟により事情はさまざまで、画一的な方法はありません。これまでのやり方があつて、変えようと思ってもかなわないことも多いものです。創意工夫と「そなえよつねに」の精神で取り組みましょう。

【参照】 基本編第7章、第8章

コミッショナーハンドブック  
実務編

---

2024年7月1日発行  
2025年11月6日改訂



〒167-0022  
東京都杉並区下井草4-4-3  
電話：03-6913-6262  
ファックス：03-6913-6263  
e-mail：komi@scout.or.jp

---

